

平成26年度 第24回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成26年10月1日

開会 午前10時00分

○事務局（北野課長代理） 大変お待たせをいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから第24回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、ただいまの御出席をいただいております議員の皆様方は、6名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定により、本会は成立しておりますことを、まず御報告を申し上げます。

なお、後藤委員におかれましては、本日所用のため御欠席をされております。

ここで、傍聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局から御説明をさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう御協力をよろしくをお願いいたします。

また、報道関係の皆様には、あらかじめ事務局から御説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう取材をお願いしたいと存じます。御協力をお願いいたします。

なお、本日も株式会社ジュピターテレコム社が山西委員長の許可を得まして、取材を行っておりますので御報告をいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局事業部長の山本より御挨拶申し上げます。

○山本部長 大阪市環境局事業部長の山本でございます。いつもお世話になっております。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、第24回大阪市路上喫煙対策委員会に御出席賜りまして、本当にありがとうございます。

また、田畑区長様を初めまして、都島区役所の皆様方、そしてまた関係局の皆様方も御出席いただいております。ありがとうございます。

今回の委員会でございますけれども、御堂筋及び中之島地域に加えての新たな禁止地区の指定ということで、基本的な考え方につきまして平成25年6月に答申をいただきましたことを受けまして、具体的には都島区の京橋地域で指定していこうということで、パブリック・コメントを本年5月から6月にかけて実施をさせていただき、6月24日の第21回の委員会で諮問させていただいたところでございます。

その後、7月の第22回、9月の第23回、そして今回の第24回ということで迎えたところでございます。委員会の回数といたしましては4回ということになりますけれども、この間、8月5日には現地視察もしていただきましたし、またこの委員会の別の場で事務局のほうで御訪問させていただいたり、メールを含め電話等々で情報交換、また意見調整等々、非常に真摯に御論議賜りましたことを改めて御礼を申し上げます。

平成19年にスタートして以来、新たな禁止地区を指定するということが、本当にエポックメイキングと申しますか非常に重要な委員会論議になってきたかと思っておりますけれども、委員の皆様方におかれましては、せっかく新たな地区を指定するということが、少しでも実効性のある方法を選んでまいりたいということで、具体的な一歩を踏み出すために、本当に真摯な御論議を重ねていただいたかと思っております。

おかげさまをもちまして、かなり議論のほうも進展してまいったかと思っております。本日も前回同様、喫煙設備等々の問題などを中心にまた御論議、活発になろうかと存じますけれども、皆様方の共通認識、地元の皆様方を含めての共通認識を具体化するために本日もこれまで同様、真摯な論議を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（北野課長代理） ここで、本日、配付をさせていただいております資料の

確認をさせていただきます。

初めに本日の次第でございます。次に委員名簿と、本日の配席図をお席のほうにお配りをさせていただいております。漏れ等はございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議題につきましては、山西委員長のほうに進行をお願いしたいと存じます。委員長、よろしくお願ひいたします。

○山西委員長　委員長の山西です。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは早速、議題の新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について協議をしてみたいと思います。

前回の委員会では清見委員、それから田中委員、吉田委員から喫煙所についての御意見をいただき、協議を行いました。また、禁止地区の指定や区域については、地元の皆さんが積み上げてつくられた原案を承認していこうというふうな方向性が見えてきたかと思えます。

しかしながら、喫煙所の問題を含めて、委員会としての方向性を示すには、全ての委員の意見を聞いた上で整理をしたいというふうに考えておりますので、本日の再度、委員会を設けるということになりました。

そこで、初めに前回欠席の委員の皆さんの御意見をお聞きしてから協議を始めたいと思います。まず、大久保委員のほうで御意見をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○大久保委員　こちらの審議のほう、それから現地視察のほうに参加できずに大変申しわけありません。それで、議事録等を拝見しての範囲内での私の理解で御意見を申し上げたいと思います。

この条例自体は、安心・安全快適生活環境の保全ということを目的としていて、自主的取り組みと、それから規制の組み合わせによって条例の目的を達成するというスキームになっているかというふうに思います。

それで、この禁止地区の設定自体は、特に被害の発生の恐れがある地域について、こ

れを防止するために設定するということですので、その目的に照らして考えてみたいというふうに思いました。

それで、禁止地区の設定、それから地区の範囲については、これまで特に御異論なく合意されているということのようでございますし、私も全く異存はございません。そして、議論になっているのは、喫煙所の設置の有無ということであるように思いますが、この点につきましては、喫煙所の設置がなぜ必要かという観点から考えてみますと、一方では当然喫煙者の方の利益というものを考えて、そして分煙ということがきちんとできるようにすると。

また、被害の発生の防止が、そもそもこの禁止地区設定の目的ですから、受動喫煙の恐れがないようにしていくということ、それから実際に実効性が担保できるのかという観点、そしてまた環境上の諸条件です。実際にそのスペースがあるのかどうか。それから、もし仮に喫煙所を設置しない場合に、それにかわる代替的な措置がとれるかどうか。それから、これまでの協議過程といったことを考慮事項として考える必要があるかと思ひまして、この観点から議事録を拝見いたしますと、地元のほうでは協議会を中心にいたしまして、喫煙所がないのであれば、それにこしたことはないという御意見ということですが、他方で委員会のほうでは、現地視察もしまして、あるいは喫煙場所というものが設置可能かということを含めて前回御議論したというふうに理解しています。

そうしますと、一定喫煙所というものの設置できる場所もあるのではないかという御意見が前回出たと。それから、丁寧にパブリック・コメントなどもしてきているということがありまして、その意味では喫煙者、あるいは通過者が多いということ、それから実効性ということを考えますと、喫煙所を設置ということ自体はありうる方向性としていいと思うんですけれども、ただ、それでは地元の方がなぜ協議会のほうでは紆余曲折の上、喫煙所は設置しないほうがいいというふうな結論に達せられたということですので、そのあたりが喫煙の場所がありそうだ、それからあるい

は大変設置エリアが、禁止設置エリアが広いので、喫煙者の利益というものを考えなければいけないのではないかと、あるいは実効性の確保という観点から考えると、余り広い場所で喫煙場所を設置しない場合には、逆にポイ捨てがなおらないのではないかと。その辺の疑念に対しまして、地元の協議会のほうでは、どういう議論がなされたのかということがちょっと議事録を拝見した限りでは、なかなか十分理解できない点もございましたので、その点について補足的に説明していただけるのであれば説明をしていただいた上で、その点に関しまして十分にこちらの委員会として説明責任が果たせるような内容が御提示できるのかというあたりがポイントかというふうに思っております。

以上でございます。

○山西委員長　ありがとうございます。後ほど、小田課長のほうから今の点について少し御説明していただければというふうに思っております。それに先立ちまして、まず藪根委員のほうから御意見がありましたらお願いいたします。

○藪根委員　失礼いたします。私も前回のこちらのほう欠席いたしまして失礼いたしました。

今までの会の中で議事録や事務局の説明などを受けまして、保護者の立場として御意見をさせていただくとしたら、個人的な思いとしては子供たちを副流煙の被害から守ってあげたいという気持ちが最優先でありますので、それを全面的にこちらで御意見したいところなんですけれども、ただ、今回提案されている地域に関しましては、多くの方が利用する場所でありまして、全ての方が快適な空間を過ごせるように確保するという観点から考えた場合に、私も喫煙所の場所は必要だと考えます。

ただ、その場所については、十分な検討が必要だと思いますし、地元の方の十分な御理解は必ず必要になってくるのではないかと思っております。

○山西委員長　ありがとうございます。

大久保委員から指摘されました地元協議会で喫煙所を設置しないという方向が決ま

ったということに関しての、決まった過程等について、小田課長のほうから再度簡単に結構ですので、御説明いただければと思います。

○都島区小田課長　　ありがとうございます。この話が始まったときというのは、過去の経過がありました。平成19年からのまちづくりをやってきたという経過の中で、ポイ捨てがいっぱいあって、京橋の広場も無造作にたばこを吸われたり、ごみが落ちたり、いろんなことになっていて、まちづくりを進めてきた、駐輪場を整備もしてきました。その中で清掃活動もしてきた、まちの方が一生懸命清掃活動をするのも、イタチごっこになっている状態がある、根本的にはいろんなことを変えていかなあかん、区としても好ましい東の玄関口としての看板として盛り上げていかなあかんという思いもある。商店街の方々もはみ出し看板とかいろんなことの付随的な問題でいろんなことが起こってくるという中で、喫煙に取り組もうかというお話になった。

その中で喫煙所をつくらないという話は、正直なところ、協議会の中でも、やっぱり要るでという人もいてはるし、当然要らんでという人もいてはる。要るでという人はおっしゃっているように、たばこを吸う人間もおるねんからという思いもある。でも、喫煙所をつくるようになったら喫煙所のスペースの問題とかなることの中で、たががうまいことはめられるのかという話の一つあります。喫煙所をつくったときに、その喫煙の範囲内だけできちんとたばこを吸える整備ができるのかと。

言い方は悪いんですけども、たがをきちんとはめる担保がどこにあるねんということが一つあるかと思います。要は喫煙所をつくってもその周りで吸って、要は片足だけ突っ込んでおいてたばこを吸うたらいいのかということになったりしないかということもあったりする。

そこへ来て、たばこのごみをほるという行為がふえるだけにならないかというようなこともある。それと、大きなところでもう一つは、じゃあ、地元の間人はもともとごみも捨てないし、そこでたばこも吸わないし、ポイ捨てもしない。じゃあ、大阪市以外、通過者という名前が正しいかどうかはわかりませんが、その通過者のた

めにこれだけの活動をしているのに、どうしようもなく、じゃあ、そこで禁煙にしようやという話になったときに、じゃあ、そういうことのために税金を使うのかと。

喫煙所をつくったら永久にその清掃活動に対して財源を投資し続けなあかんということがあるやないかというところもある。そんなもろもろの話の中で、それでもやっぱりたばこを吸う人間はおるし、というか私もたばこを吸いますから、あんまり偉そうなことは言えんのですけれども、一定逃げる場所もつくったらなあかんやんかという人もいてはるし、協議会の論議の中で、どちらかの方向に決めなあかんわなという話になって、決をとったというか皆さんの範囲で同意の中で組織の協議会の決定としては、つくらん方向で、せっかくこのエリア、せめてこのエリアだけでも禁止にするんやから、ここについてたばこを吸う場所がなくてもいいやないかと。

いっぱい吸うところはほかにもあるやろう、そこをマナー守って吸うのが喫煙する人間の立ち位置ではないのかという思いがあったというところ辺で、みんなつくらないという方向でいこうやという話をしました。

○山西委員長　ありがとうございます。前日も欠席されて、きょうも残念ながら欠席になりました後藤委員の意見を御紹介させていただきたいと思います。

後藤委員のほうからは、禁止地区の指定と区域については原案に異議ありませんと。たばこのポイ捨てる防止、また、まちの景観を保つためにも喫煙所の設置は必要と考えますというふうに意見が寄せられております。

以上の大久保委員、それから藪根委員、それから後藤委員の意見も踏まえまして、再度委員会としての結論を出していきたいと思いますので、御意見等ございましたらお願いいたします。

○大久保委員　御説明をありがとうございました。お伺いすると、協議会の中でもいろんな御意見があるということですが、一つは基本的にきちんと分煙できるような喫煙所を設置して、そこで吸えるような形にできるのであれば、設置しても構わないという御意見が一つと、それから未来永劫にここで吸うんですかという御意見

と、そういうのがあったと思うんですけども、その観点でいいますと、基本的にはオープンスペースでの喫煙に対しては、国の措置も含めまして将来的に未来永劫を今の状況であるということではありませんので、段階的に考えていく必要があるのではないかとということが第1点と、それから本当にその実効性を確保できるのかということにつきましては、実際、確かに御懸念のように、私あちこちに移動しておりますと、せっかく禁止地区を設定して、そして喫煙所を設けていてもその喫煙所のスペースが極めて狭くて、本当にその地区を通るとせき込むぐらい、すごい山のように5、60人が集まって吸っていて、その長さが結構長きにわたっております、あふれていきますので、そこを通らざるを得ない。通ると本当にせき込むぐらいの場所が全国ではないわけではないと認識をしております。

したがって、その周辺まで広がって、そこに限らずいっぱい人が来るのではないかとこの御懸念は大変理解できます。ただ、他方では現地視察がこういう場所もあり得るのではないですかという、幾つかの可能性というものもこの委員会の中の委員からも御提案されているということですので、基本的にそういう場所が確保できるのであれば、地元との合意というのも可能ではないかというふうに考えますので、ここの委員会での議論をぜひきちんと地元の方々に対して説明をしていただきたいと思います。ということと、それから設置後、本当にそういう形で実効性が確保できるかということ、もちろん市の取り組みはもちろん地元の方々の御協力なしにはできないことですので、そういう観点からもきちんと協議を続けていくということを前提にいただければ喫煙所は設置するという方向でも、うまく実施が可能な余地があるのではないかとこのように今、お聞きして感じて次第です。

○山西委員長　ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

吉田委員、ございますか。

○吉田委員　かねてから、私、首尾一貫の意見を申させていただきましたが、改めて申し上げますと、先ほど課長さんのほうから、たがをはめられないんじゃないかと

いう御意見があったと。私は同じ意味合いで喫煙所を設けなければ、禁止地区で本当に全部禁止が設定できるのかと。そのたががはめられない。すなわち、何を申し上げていますかという、この制度をやる以上は実効性を確保したい、その一語に尽きるわけなんです。今回、都島区さんのほうからこういう形で地区の住民のほうからのお申し出によって上がってきた画期的なケースですので、ぜひともこれはモデルケースとして成功させていかないといかんと。そのためにも中途半端な形で禁止地区だけ設けて抜け穴みたいになって実効性ができなくなったら、やっぱりあかんかったんじゃないかというようなことも懸念されるわけで、やはりそのところは今の社会情勢をトータルで判断すべきである。一定数喫煙者がいる状況にいて、それは僕は時代の流れで変わってくると思います。この先がひょっとしたら、もう少し進めば、喫煙そのものが不要でない社会がくるやもしれません。多分方向、トレンドとしたらそういう方向にあるでしょう。でも現時点においては私は必ず必要不可欠であるという認識を持っております。

確かに地域住民さんの熱い思いというのがベースになることは間違いございません。ただ、もう一方で京橋というエリア、これは地域住民だけのエリアじゃないわけですね。昼間人口の部分もございまして、来外者のターミナルかなと。そういったことも踏まえますと、やはりそういった措置も必要になると。加えて、御堂筋と比較した場合も、実際エリアを歩きましたところ、かなり面的に広いんですね。御堂筋の場合は極端に言いますと、筋をちょっと離れたら、吸えるわけなんです。この面的な広い範囲でそういう環境がないとすると、まさしく冒頭に言いましたように実効性の担保が危ういと。そういう趣旨から私は禁止地区内に喫煙所を設けるべきであるというふうに主張します。

以上です。

○山西委員長 ありがとうございました。清見委員のほうで御意見ございますでしょうか。

○清見委員　　今まで皆さんがお話していただいたとおり、実効性を担保してトラブルなくこの禁止地区が設定されることを考えると、やはり喫煙場所は設置すべきだという意見です。

○山西委員長　　ありがとうございます。田中委員のほうで御意見ございますでしょうか。

○田中委員　　私も前回お話ししたとおりで、今までの市民さんの活動とか実績を尊重した上で、禁止地区を指定するという事だと思えます。それには、喫煙場所を設定するかどうかという問題以上に、禁止地区を指定する、さらにプラスアルファ、いろんな市民さんがいらっしゃるの、この市民さんのマナー向上を、今後もずっと向上していかないといけないエリアを検討する余地があるのではないかなと。

それに対しても、規制とそれからマナー向上という、この両輪で考えていかないと達成できないことだというふうに感じております。特に、この条例は特徴的なのは、規制誘導施策だけじゃなくて、市民さんのマナーの向上ということもうたっているという、特殊なというか、とてもすばらしい条例だと私は認識しておりますので、そういうことから両輪で展開していく必要があると思えます。

○山西委員長　　ありがとうございます。ほかに補充の意見等ございますでしょうか、よろしいでしょうか。

ほぼ意見のほうは出尽くしたかと思えますので、ここでちょっと整理をしたいというふうに思います。

まず今回、地元の協議会の皆さんのほうから提案のあった京橋地域の禁止地区の指定と指定の区域に関しては、これは御提案どおりということで、異論なしということだと思いますね、ここは。

はい。そこはそういう形で委員会の意見とさせていただきます。

次に、問題の喫煙場所というか喫煙所の設置についてですが、今、各委員の皆さんの意見をザクッと整理をいたしますと、地元の設置しないというふうに至った経緯は

十分尊重しつつも、今回の禁止地区の面的な広さであるとか、さらに喫煙所の場所の確保も区域内に可能な場所もあるのではないかとということと、それから喫煙所を設けた場合の後の管理というかスペースの広さだとか、そこの清掃だとかも含めた、管理も引き続きずっと見ていく必要があるだとか、そういうふうな意見を前提とした上で喫煙所を今の現時点では設けるべきではないかというふうな意見かと思しますので、そういうことで委員会の意見としてよろしいでしょうか。いいですか。

そうしましたら、前回、委員会が終わった後、私のほうで事務局のほうに指示させてもらいまして、前回までの議論とそれから欠席された委員の方々からのいろんな意見も聞いた上で、一応、答申の案というのを作成をお願いしておりまして、きょうの議論を踏まえても、事務局のほうで一応、整理していただいた答申案でいけるのではないかというふうに思っておりますので、ここでその答申案を委員の皆さんに配らせていただきまして、その答申でいかどうかという最終的な承諾をいただきたいというふうに思います。事務局の方、答申案のほうをお配りいただけますでしょうか。

少し時間をとりますので、お読みいただけますでしょうか。

もう少しお読みください。

傍聴されている方にも御紹介を簡単にいたしますと、「はじめに」というところから始めて、それから第1で禁止地区の指定について、それから第2で禁止地区の区域（範囲）についてということで、ここはもう地元からの提案のあった範囲で異論はないというふうに記載しております。

それから、第3で喫煙所（喫煙設備）についてというところがございますが、従前の経緯を書いた上で、最後に結論的にこのように答申案をまとめております。

条例においては禁止地区を指定し、喫煙を一定制限できることを認めてはいるものの、過度の規制になることのないよう、慎重に対応することが求められる。

今回、地元協議会は、禁止地区内に喫煙所は設けない意向であったが、委員会としては、禁止地区の区域が一定広範囲であることから、喫煙に対する過度の規制となら

ないように禁止地区内に喫煙所を設置すべきであり、そのことが「マナーを守った喫煙」を実現し、喫煙マナーの向上につながるとともに、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひいては地域の環境改善に資すると考える。

よって、禁止地区内に喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼす恐れがなく、PR効果を持つ「喫煙所（喫煙設備）」を設けられたい。

というふうに結論としてまとめております。

委員の方から、この点を修正したほうがいいのではないかとか、ここはもう少し厚くするべきだとか、いろいろ御意見いただきましたと思います。

○大久保委員　　まだ、熟読はできていないんですけども、基本的にかなり気になるのは、最後の4ページ目の最後のあたり、2回目のパラと最後のパラなんですけれども、前半ではずっと、「今回は地元の取り組みから禁止地区指定に至った初めてのケースで、協働によるまちづくりのモデルケースである」というふうになっていて、2ページ目は「今回の禁止地区指定は協議会が中心となって議論を進め、区政会議でも審議されるなど、区の総意に基づいて行われ」というのが出てくるんですが、今度4ページ目では、3行目で突然、「協議会は禁止地区内に喫煙所は設けない意向であったが」というのが突然出てきて、その後「委員会としては設けるべきだ」という一方的なお話で終わっているということで、これがかなり私は個人的に違和感がありまして、書くのであれば、この最後のパラに至る前、3番目の喫煙所の設置についてのところで、地元協議会ではこういう理由で喫煙所は設けない意向を表明されたとか何とかという、その経緯がまずあった上で、それに対して先ほど出ましたように、ここに書いてある実効性の確保との観点から設けるほうがいいのではないかと、この結論はいいと思うんですけども、それに加えて禁止地区内に最後のパラグラムですけれども、「喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼす恐れがなく、PR効果を持つ喫煙所を設けるべきである。」その前か後に、その具体的な場所の設置にあたっては、どこがその場所になるのかということについては、地域のことを一番よく知っ

ておられる地域の方々と、よく話し合った上で決めてくださいということと、それから市としては、このような委員会としてどういう理由でこういう結論に至ったのかということについて、きちんと説明を果たしていただきたいということですね。説明責任を果たして、このモデルケースとしての趣旨が十分達成されるように留意されたいというような、なお書きのようなものをつけていただければというふうに思います。

○山西委員長　　ありがとうございました。

ほかの委員、田中委員、どうぞ。

○田中委員　　私のほうも4ページのところなんですけれども、大久保先生がおっしゃったことに納得しております、特に4ページの最後のところなんですけれども、私の場合は、「よって」というところから「設けられたい」というところで、設けられたいのところを、「十分地元とも協議をした上で」ということを一言入れていただきたいなど。

例えば、喫煙所の設備の管理とか運営に関しても、つくってから住民の方に「はい、管理を一緒にしましょう。」と言っても、それはないんじゃないかというところですよ。つくる前から協議して「この場所でこういうデザイン、ちょっと図面を描いたんだけどどう思う？」とか、そういう投げかけもしながら、コミュニケーションをとりながらそういうものをつくっていく。そうすると、つくったという感覚が、今後管理をどうしていったらいいのかというところまで考えが及ぶので、そういう意味では本当に協働のまちづくりということをあえて言っている以上は、そういうプロセスを経たいいただきたいというのが私の思いでございます。

○山西委員長　　ありがとうございます。ほかに御意見ございますでしょうか。

そうしますと今、大久保委員、それから田中委員、ほぼ同じ趣旨の意見が述べられたかと思うんですけれども、まずこの答申案に対して、地元の協議会が禁止地区内に喫煙所を設けないというふうに決めたプロセス、過程、どういう意見、いろんな意見が出た、その中でこういうふうに決めたんだという過程を、まず結論出す前に紹介を

するということと、それから最後の「喫煙所を設けられたい」というところに関しては、「喫煙所の設置について地元協議会と十分協議を踏まえた上で設けられたい」というふうな内容、具体的な設置場所だとかそういうこと。それから設置後の管理等も含めて地元協議会とも十分協議を踏まえた上で設けられたいという、そういうふうな最終的なまとめにするという、そういう方向でよろしいでしょうか。

恐らく、もう一回委員会を開いてそこでやるとなると、また結構大変ですので、できましたらその2点、地元の喫煙所を設けないと、地元協議会は設けないという結論を出した過程を少しきちんと紹介をするということと、最後の設けられたいというところについては、その具体的な場所及び設置後の管理等については地元協議会との間で十分協議をしながら設置及び運営をしていくのであるという、そういう結論でこの委員会の答申とするということによろしいでしょうか。

清見委員、何かありますか。

○清見委員 僕もちょっと喫煙者なので、余り言いにくいんですけども、今回、喫煙者に対してマナー向上をアップしていかないといけないということですね、ポイ捨て等でやられるのは。喫煙されない方は余り、どちらかというところちょっときれいに道をちゃんと歩いてよとか、当たらんようにしてよ、みたいなマナー向上だと思うんですけども、喫煙者に対することが重要だと思うので、禁止地区設定までにPR効果の高い場所で喫煙所を設置していくということが重要じゃないかなと思っています。

今の答申の文章を全体的に見させていただく限りでは、おおむね禁止地区設定までには委員会としては喫煙所をつくっていきなさいという考え方でよろしいんですよね。

○山西委員長 恐らくここには、そこは含まれていないと思います。

要するに禁止地区を設定する、恐らく時間的にこれを設定するということを議会のほうに報告する、市長のほうに報告をすれば地区は設定されますので、それまでに喫煙所が具体的に設置されているということではないと思うんです。

禁止地区が設定されても、掲示だとかポスターの表示が全部まず最初に行われて、

その作業をやると同時に喫煙場所についてどこにするのか、そしてそれをもちろん設置するという方向でどこにするのか、それからその後の管理についてどういうふうにしていくのかということ、地元の協議会のほうと協議をしていきながら、じゃあ、ここに設置をしましょうということで決まって、予算づけされるということになるかと思うんです。

だから、まずは指定が先に立つと思うんです。

○清見委員　　そういう意図も含んでいるかとは思いますが、全体の、この最初の「喫煙マナーの向上につながるとともに地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め」という文章を考えると、やっぱり設置前により近い時期、もしくは前にやっていくべきという言葉の意味を僕は含んでいると思っているんです。

実効性を担保するというのでいきますと。

○山西委員長　　それは喫煙場所の具体的場所が決まって、設置ができて初めて禁止地区の指定ができる。

○清見委員　　そこまでは言っていないんですけれども、じゃあ1年たっても、2年たってもできないというふうであれば、こちらの実効性を高めるというのは全く担保できないので、その辺の意味合いをこの文章に多分僕は含んでいると考えて今ちょっと拝見させてもらったんですけれども。

○山西委員長　　恐らく実効性を高めるためのさまざまな措置をとるということは、重要だという趣旨は含んでいると思うんですけれども、それを全て指定する前に、全てそういう段取りも全部済ませて指定をしろというふうにはなっていないとは思っています。

恐らく、この京橋地区が路上喫煙禁止地区に指定されるのは、今年度内に指定をしたいという意向が恐らく大阪市長のほうにもあると思うので、その指定をするまでに全ての喫煙所の設置場所から管理の体制まで決まっているという状況には恐らく時間的に考えて、ならないだろうと。ですが、だからといってじゃあ、設置せぬままに

放置したらいいのかというわけじゃないので、もちろん指定をするためのさまざまな行為が行われると並行して、喫煙場所の設置についてはこの我々の答申に基づいて大阪市のほうで地元協議会と十分協議をしてもらって、この場所にこういう形での喫煙所をつくって、それで、その後の管理についても市はこういうふうに管理をしていて清掃もやるので、それについては地元はどれだけ協力してもらえますかとか、地元はじゃあ、これだけ協力しましょうとか、そういう話ができ上がっていくんだらうと思うので、ずっと放置するのではなくて、指定がされて、それから間もなくその辺の協議が成り立って喫煙場所が設定されるという、そういう段取りになるのかなと思っているんですけれども。

違いますか、はい。

○山本部長　　すみません、事務局のほうで。

地区設定という概念につきまして、ひょっとして清見委員と委員長の間で若干認識のずれがあってはいけないなと思われましたので。

いわゆる地域指定につきましては、委員長の申されたとおり、答申で、また公報等で告示、ここで禁止地区を設けたいということでオーソライズしましたら、そこで地域としては設定ということになるかと思えますけれども、それからもちろんここで地区指定いたします、今後ここで過料徴収とかもやっていきます、というところが現実的には実質的なスタートかなと思います。

それで、過料徴収までする時期になっても、ちょうど喫煙所が設置されていないということであれば、確かに問題かとは思いますが、そういった意味をきっちり地元との協議をしっかりとさせていただいてするのであれば、公報掲載はそれこそ比較的答申をいただいたら早い時期にさせていただくことにならうかと思えますので、それから十分な地元協議、そして、ここでそういうことをやるということで、十分な対外的なPRもやりまして、過料徴収の時期を設定して、そこがスタートですので、喫煙所の設置につきましては基本的にその段階では答申の趣旨、まだ正式な答申はい

ただいていませんけれども、設置するという事になればその段階では設置するという事になるのかなというふうに考えております。

○清見委員　　今のお話をお伺いしまして、禁止地区を設定しました、もろもろの作業、PRを高める啓蒙活動があって、いざ過料に始まるというところで、過料に始まるまでは何とか喫煙所は設置していくよという認識でいいんですか。

○金箱課長　　事務局ですけれども、もちろん現実問題としていろんなことがありますので、100%絶対ということは申し上げることは不可能かと思うんですけれども、今言われた方向で事務は進めていく考えでございます。

○山西委員長　　条例の第5条の4項で、「市長は第1項の規定により路上喫煙禁止地区を指定するときはその旨並びにその地区及び指定年月日を告示するとともに、市民等に周知するように努めるものとする」となっていますので、恐らく指定をしたときにはいつから指定になるのかということ、例えば平成27年の4月1日からとか、そういう指定がなされると思うんです。

基本的にはその指定がなされたときに喫煙所ができてなければ指定の効果がないというのではなくて、そこまではいかないけれども、その効果が生じるときぐらいまでには指定の日時のときぐらいまでには地元との協議を十分重ねて、喫煙所の場所を具体的に定めて設置ができているように努力をしたいという、今の事務局からの説明はそういう趣旨ですよ。

○金箱課長　　そのとおりでございます。それに向けて今後事務を進めていくつもりでございます。

○山西委員長　　大久保委員、どうぞ。

○大久保委員　　理屈からいけば、条文上指定区域の設定がなされればそこで路上喫煙していたら過料を実際に運用上、取る取らないは別として条例違反ということにはなるとお思いますので、おっしゃられたようにできるだけ地元協議を早く整えた上で設定することが重要だと思っておりますし、それから今の御意見をお聞きしていただけたらと思います。

ですけれども、ここは通勤者が多いということもございますので、単純に地元の方々がこれを議論してきてよく知っているけれども、通勤者にとっては知られていない、だから早く設置したほうがいいじゃないかということだと思っておりますので、基本的にはどこかこの文言の中に、とりわけこの区域においては通勤者も多いことから、暫定的な喫煙所を設ける等、「等」というのを入れるかどうか「設ける」まで入れるかどうかは別として、この条例の内容が周知徹底されるような、周知徹底というのは周知というのは4項にも入っていますけれども、してくださいというのもきちんと入れるということがあるかなというふうに思うのと。それから地元の方との間に、例えば来月1日から地区指定になりましたと。じゃあ、もうここで禁止地区は設定されたんだから、吸うなということ、どなたかが地元の方がおっしゃられまして、じゃあ吸う場所はどこにあるんだというような形でトラブルになってしまうと、最初が肝心ということもありますので、そこら辺は進め方について十分地元の方に御説明あるいは協議をしていただきたいというふうに思います。

○山西委員長　ほかに。吉田委員。

○吉田委員　私が一番強行なのかもしれませんが、私は基本的にパッケージであるべきであるという主張です。ですから、指定の時期と喫煙所の設置は基本的には同時であるべきだというのが私の意見です。

何ゆえにそのタイムラグを生じさせないといけないのか。逆に言うと、先に指定しておいて、そこから協議をしてつくるというプロセスをなぜ踏まないといけないのか、その辺がちょっと疑問点であります。それを教えてください。

この文面を見る限りでは、私はこの文面については基本同時にやるものだというふうな理解をいたしておりました。

○山西委員長　御意見ございますか。

大久保委員。

○大久保委員　この辺は多分事務局に聞いたほうがいいと思うんですけれども、吉

田委員のおっしゃるように、通常は先ほど言いましたように禁止地区を設定したけれども吸う場所がないというのは、吸う場所を設置しろと言ったものとの趣旨からいうとおっしゃるとおりなんです。

そうしますと、設置場所はしかしながらきちんと検討する必要があるといった場合に、設置の見込みが整う時期と、禁止地区設定の時期というのがどれぐらいずれるのかということにもよると思うのですが、なぜ協議が整う前に、協議が整ってから禁止地区を設定というのをしないで、先に急いである必要があるのかというあたりをちょっと逆に聞きたいと思います。

○金箱課長 事務局をやっております事業管理課の金箱です。

今後のスケジュールを説明させていただきますと、当然ここで答申をいただきますと、まず告示ということで、いついつから指定をしますという形のものを広報いたします。

それにつきましては当然告示ですので、例えば10月31日にスタートしても、10月31日から禁止地区になったということではございません。先ほどおっしゃったように、すぐ禁止地区を指定して過料を取るというても、御堂筋もそうですけれども、周知期間がないと、当然これはだまし討ちというか、わかっていない方に過料を取ることになります。

したがって、10月31日にもし仮に告示を打ったとしても、禁止地区の指定は来年の例えば3月とか4月とか、そういう形から禁止地区になりますよということで、それまでには当然、喫煙場所はできなくてもビラを配ったりとか定期的に京橋の地域でこういうことで禁止地区に入りますよという周知も広報活動であると。

そういうことで十分広報を努めた上で、禁止地区がスタートする。そのスタートした段階で今委員のおっしゃっているような形で喫煙場所ができるように進めると。ただ、この段階でつくといいましても当然場所とかそれから先ほど委員の方がおっしゃった地元協議会とのお話もありますので、それに間に合うような形で進めるつもり

で今はおりますけれども、途中で何が起こるかわかりませんので、若干遅れる可能性はあるのかなということで、先ほどからそれに向けて努めるという言い方をさせていただいているところで、決して禁止地区を過料徴収をスタートするときに喫煙設備ができていなくてもいいとか、それがタイミングがずれてもいいという考えでおるということではございませんので、その点だけ御理解いただけたらと思います。

○山西委員長　委員長としてこの答申の内容ですけれども、禁止地区を提案のあった場所に設置すると。設置にあたっては喫煙場所を地元と十分協議の上で設けられたいと、そういうふうな意見になっていますから、もちろん告示のときにできていないといけないという趣旨はこの答申の中には含まれていないけれども、告示をしたときにいつから指定地区にしましょうという、恐らく半年かそれぐらいの周知するための期間をおくと思うんです。それまでの間に地元と十分協議して具体的に喫煙所を設置する場所を決めて、それとどういうものを設置するかということも決めて、それでスタートする、まさに指定の日時のときには喫煙場所ができているということが、そうしてくださいよというのが我々の意見書だというふうに思っています。

それを大阪市の事務局のほうは、そうできるように精いっぱい努力をしたいということで。ただ、物理的にいろんな問題があって、じゃあ設置が1カ月ずれたからといって指定が無効になるとか、そういうところまでの意見は言っていないという、そういうような趣旨で私、委員長のほうで考えているんですが、そういうことで皆さんよろしいでしょうか。

○大久保委員　はい。その意味で委員長おっしゃるとおりだと思いますので、指定年月日、見込みですよね。指定年月日をいつにするかということだと思いますので、そこは十分現実的な可能性のある時期に設定をしていただきたいというふうに思います。

○金箱課長　それは十分地元、都島区役所と調整した上で、そのところを図ってまいります。

○山西委員長　ほかに御意見ございますでしょうか。

そうしますと、議論、意見が出尽くしたということで、先ほど皆さんからいただいた意見をこの答申書の中に再度、申し訳ありませんが委員長一任で盛り込ませてもらって、もちろんこういうのでどうですかという御意見は個別に事務局のほうから聞かせて修正があればまた修正するということもした上で、答申書を次に委員会を設けるのではなくて、そういうことを含めて今回、この委員会で今議論された内容、またこの答申書案に後プラスアルファする内容で答申するということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしたら、そういう形で本日答申を決定いたしますので、そういうことでよろしくお願いいたします。

本日の委員会をもちまして、都島区京橋地域の禁止地区指定に係る委員会とその任務はこの委員会としては設けて議論するという意味では一応一段落を終えたのではないかというふうに思っております。

6月24日からの諮問から3カ月余りの期間に4回の委員会と現地調査を実施いたしました。委員の皆様には大変お忙しい中、日程調整等に御苦勞をおかけしたことを思います。また、この間、皆様の御協力を得て委員長としても何とかきょうの結論を得られたのかなと思っております。誠にありがとうございました。

そして、まだきょうで全て終了ではなくて、これから答申案の最終的な文書が決まる作業と、それから答申案が決まった後、具体的に指定された場合に、その指定日時までの間に地元と協議した上でさらに喫煙場所の具体的場所、管理等々を詰めていく必要があると思います。必要があれば、また委員の皆様からの個別の申し入れなり、事務局のほうもあれば、また委員会の設定ももちろん考えておりますので、そのときにはまた調整させていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了とさせて。

はい。小田課長。

○都島区小田課長　確認だけさせていただきたいんですけども、答申のほうは重く受けとめた形で事務調整させていただきたいというふうに考えておりますので、皆様の御意見を踏まえた上で実現可能な形でやっていきたいというふうには考えております。

吉田委員もおっしゃったように、制度設計上の実効性の担保という点においては、地元の方にちゃんとお話をさせていただきながら答申の趣旨を踏まえた上で御説明はさせてもらおうとは思っております。

一つ確認というかあれなんですけれども、答申の中で喫煙所を設けられたいということで答申が出るかというふうに思っております。時代の流れの変化と環境の変化に伴って、喫煙所を撤去するというようなことが将来起こる可能性がゼロではないかと思っております。そのときは、もう一度委員会のほうに喫煙所をとりますよという御意見を伺いに来ないといけませんですか。

○山西委員長　条例上は別に大阪市のほうで撤去するというふうに判断されたら、撤去で問題ないと思うんですけども、ただ、撤去するに際しても委員会のほうでは、現時点では設けられたいという意見を出した上の話ですので、再度市長が判断する際にもう一度委員会で本当に撤去していいのかどうかということを諮問してくれという意向が出たら、委員会は再度開かれるのではないかなと思います。

そのときに全く同じメンバーかどうかというのはわかりませんが、そういうふうな形になるんじゃないかと思えます。

○都島区小田課長　もう一つ、地元にお話を持って帰って、そんなに皆さんむちゃくちゃな人ではないので、良識な判断をしていただけるかなというふうには考えておりますが、ただ、喫煙所の問題に関しましては、一定いろんな手法を考えていかないかなと思っております。行政負担という形を踏まえた上での選択肢があるかというふうには考えております。今すぐにどうのこうのということは今ちょっと頭の中で回って

いないんですけれども、一つはそうだと思います。

もう一つは、この間、清見委員のほうからいろいろ御提案をいただきながら J T さんの御意見を踏まえた形で設置に関しての設置場所の問題とか設置方法とか、ハード整備のことも御意見を頂戴したので、その辺は J T さんの御協力をいただけるものかなというふうには考えておりますが、その点は大丈夫ですかね、もしものときは。

ということと、あともう一つ、地元を持って帰った中で、財源の問題とかいろいろなことが出てきますし、地元協議といっても俗人的な形で、人に依存するというような形の制度設計をしていくというのは将来性の問題があるので、一定考えないかなかなというふうには考えます。

その中で、ここまでいろんな御提案をいただいた J T さんとか、環境局さんに清掃の御協力をいただくとか、もしくは設置をいただいた上、清掃については企業努力として清掃活動をやっていくわみたいな、そんな形の御協力をいただけるようなことの手法みたいなものは可能かどうかというところ辺の御確認をちょっとお願いできたらというふうに考えておるところです。

○清見委員　喫煙所の設置の部分に関しては、僕は J T の社員じゃないので、いけますとは言えないんですけれども、多分、恐らく贈呈という形でしていただけることはプッシュはして、多分可能でしょう。

あと、地元の清掃活動に関しては、もう一度持ち帰りまして京橋地区のたばこ屋さんかどの程度協議会に入って連携できるのかみたいなところを確認しないと、今のところ何とも言えませんので、それとこれとうまくやっていけそうな形であれば、多分お願いしたら行ってもらうという形は可能だと思いますけれども、若干交渉の時間とか、説明する時間は要るかとは思いますが。

○都島区小田課長　先ほど申しました、行政負担というのは、当然清掃活動、行政として制度設計をするとすると、当然業者指定をしながらやっていくということになるかと思えます。これが一般的なパターンかと思えます。

あと、財源的なものを確保しなくても任意の民々の形でやるというのもゼロではないかというふうに考えています。その中で、J Tさんの中とかたばこ屋さん自体が企業努力の中で清掃活動を担っていただくということは可能かどうかということをお尋ねしたつもりです。

○清見委員　清掃活動に関しては、今のところ、各地区いろいろやっけていまして、現状では都島区の京橋地区に関してお手伝いするというのは、厳しいかと思えます。

○山西委員長　答申がきちんと出た段階で、地元への説明が必要であれば、委員長が責任をもって御説明に行きますので、必要あれば呼びください。

皆さんを代表して説明に行かせていただきます。

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局（北野課長代理）　本日は山西委員長を初め、委員の皆様方には大変お忙しいところ御審議を賜りましてありがとうございました。

以上をもちまして、第24回大阪市路上喫煙対策委員会は閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会　午前11時00分